

鞍手町町制 70 周年記念観光動画作成業務委託プロポーザル実施要項

鞍手町町制 70 周年記念観光動画業務委託プロポーザル実施要項（以下「本要項」という。）は、本町の町制 70 周年記念観光動画作成業務（以下「本業務」という。）について、企画提案を公募し、事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 本事業の概要

- (1) 業務名 鞍手町町制 70 周年記念観光動画作成業務
- (2) 業務の目的 鞍手町の町制 70 周年を機に、町内外の若い世代が鞍手町へ親しみを持ち、足を運びたくなるような町の歴史と観光資源を融合した話題性かつ効果的な映像コンテンツを作成することを目的とする。
- (3) 業務内容 鞍手町町制 70 周年記念観光動画作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照。
- (4) 委託料 上限 1, 500, 000 円（消費税及び地方消費税含む。）
- (5) 履行期限 契約締結の日の翌日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

2. 選定方式

「11. 担当部局」が参加資格審査を実施し、本要項に定める要件を満たす提案者をプロポーザル審査対象として選定する。また、プロポーザル審査として、「鞍手町町制 70 周年記念観光動画作成業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案内容、プレゼンテーション、ヒアリング等の審査を行って、本事業の受託候補者を選定する。

選定委員会の審査結果において、評価の最も高い提案者を事業受託候補者とし、次に評価の高い提案者を次点候補者とする。なお、審査内容は非公開とし、選定結果については、提案者全員に対し事後の結果のみ通知する。

3. 参加資格要件

選定に参加する事業者は、以下(1)～(5)の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 提案した企画を自ら適切に実施することができる法人であること。
- (2) 提案した企画に必要な資格、知識、経験、資力、信用および技術的能力を有していること。
- (3) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(4) 次のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者

ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っている者

エ 企画提案書提出時点において、鞍手町指名停止等措置要綱（平成26年鞍手町告示第89号）に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準ずる措置を受けている者

オ 国税、県税、町税等を滞納している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する者（優先交渉権者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること）

(5) 直近3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日）で、国又は地方自治体における本業務と同種（※1）又は類似（※2）した業務を元請けとして履行した実績を有していること。

※1 同種業務

・地方公共団体が発信している観光動画の制作業務

※2 類似業務

・観光協会等が発信している観光動画の制作業務

4. スケジュール

参加表明書の提出状況により、その後のスケジュールを変更する場合がある。

	項 目	期 日
1	公示	令和7年4月17日（木）
2	質疑及び参加表明書の受付開始	令和7年4月21日（月）
3	質疑受付終了	令和7年4月24日（木）
4	質疑回答	令和7年4月28日（月）
5	参加表明書の受付終了	令和7年5月2日（金）
6	参加資格審査結果通知の送付	令和7年5月12日（月）
7	提案書の受付開始	令和7年5月13日（火）

8	提案書の受付終了	令和7年5月16日（金）
9	プレゼンテーション審査（予定）	令和7年5月21日（水） 令和7年5月23日（金）※1
10	結果通知	令和7年5月27日（火）
11	契約締結（予定）	令和7年5月30日（金）頃

※1 応募状況に応じて、プレゼンテーション審査日を複数設ける場合がある。

5. 質疑及び回答

本要項及び仕様書に関し不明な点がある場合は、「11. 担当部局」に質疑書（様式は任意）を提出すること。

（1）質疑書受付期限

令和7年4月24日（木）（必着）

（2）質疑書提出先

「11. 担当部局」まで電子メールにて提出すること。送信後は必ず電話により着信確認すること。

（3）質疑回答について

質疑に対する回答は、令和7年4月28日（月）までに町の公式ホームページで回答する。質問者の氏名等については公表しない。

6. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の提出書類を提出すること。なお、提出に必要な様式等については、本町の公式ホームページから各自ダウンロードすること。

（1）提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）

ウ 委任状（様式は任意）

エ 会社概要書（様式第3号）

オ 直近3年間の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

カ 履歴事項全部証明書（交付から3か月以内のもの。複写可）

キ 国税、県税、市町村民税の納税証明書（滞納がないことを証する書類で、発行後3か月以内。複写可。）

ク 業務実績表（様式第4号）

（2）作成要領

ア 共通

提出する様式等の規格は、日本工業規格 A 列 4 番（以下「A 4」という。）とする。ただし、添付及び参考資料についてはこの限りでないが、A 4 以上の場合は A 4 サイズに折り込んで提出すること。また、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

イ 参加表明書（様式第 1 号）

代表者印を押印の上、提出すること。併せて、様式第 2 号から様式第 4 号及び納税証明書等の必要な書類を添付すること。

ウ 業務実績表（様式第 4 号）

直近 3 年間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の同種又は類似業務実績を 5 件以内で記入すること。また、複数の実績がある場合は、地方公共団体の実績かつ契約金額の近いものを優先して記入し、番号 1 については、記入した業務内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

（3）提出期限

令和 7 年 5 月 2 日（金）

（4）提出部数

各 1 部

（5）提出方法及び提出先

「1.1. 担当部局」まで持参又は郵送とする。

（6）参加資格審査結果通知の送付

令和 7 年 5 月 12 日（月）に参加資格審査結果を電子メールで通知する。資格審査に合格した者が企画提案書を提出することができるものとする。

（7）説明会

本業務に関する説明会は行わない。

7. 企画提案書の提出について

参加資格審査に合格した者は、仕様書を踏まえ、以下の提出書類を提出すること。なお、提出に必要な様式等については、本町の公式ホームページから各自ダウンロードすること。

（1）提出書類

以下に掲げる書類について、アオカは各 1 部、イウエは各 7 部（エは正本 1 部のみ押印し、残り 6 部は複写可）提出すること。

ア 鞍手町町制 70 周年記念観光動画作成業務企画提案届出書（様式第 5 号）

- イ 企画提案書（A4版様式任意／5枚以内／横書き／両面可）
- ウ 業務実施体制（様式第6号）
- エ 見積書（様式任意）
- オ 誓約書（様式第7号）
- カ 委託費と同程度の過去に作成した動画データを収めたDVDもしくはインターネットサイトに掲載しているもののURL

（2）企画提案書について

- ア 企画提案書はA4版とし、横書き、両面とする。
- イ 企画提案書については、仕様書及び8.（6）審査内容を踏まえて作成すること。
- ウ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- エ 提出された企画提案書は返却しない。

（3）提出期限

令和7年5月16日（金）

（4）提出方法及び提出先

「11. 担当部局」まで持参又は郵送とする。

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法

（1）プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、提出された提案内容と、提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を踏まえ行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

- ア プレゼンテーション等の出席者は3名以内とし、本事業を主として担当する者を1名以上必ず参加させること。
- イ プレゼンテーション等の日程（時刻）や場所等については、別途、メールで通知する。
- ウ プレゼンテーション等は、提出された事業提案の内容に基づいて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。プレゼンテーションに必要な図表等の資料は、必ず事業提案書内に記載すること。
- エ プレゼンテーションの持ち時間は10分以内とし、その後に審査委員からのヒアリングを5分程度予定する。詳細は別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。
- オ プレゼンテーションに必要な4面ディスプレイは担当課で準備する。貸出しする4面ディスプレイは、1面あたり55型ディスプレイとする。
- カ プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。

(2) 審査方法及び結果の通知

提案内容とプレゼンテーション等の評価点を踏まえ、最も評価の高い提案者を受託候補者とし、次に評価の高い提案者を次点候補者として選定し、候補者として特定した旨をメール及び書面で通知する。また、候補者とならなかったプレゼンテーション等の参加者にも、審査結果を通知する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の5割に満たない場合は、受託候補者として認めないものとする。

なお、この審査の経過及び結果に対する問合せ並びに異議申し立てはできないものとする。

(3) 優先順位

評価合計点が最も高い提案者が複数いた場合は、次のとおり受託候補者を決定する。

ア 当該提案者の各選定委員の合計点数を比較し、最も高い点数を付けた選定委員が多い者

イ アで同数の場合、各選定委員の合計点数の最高点と最低点（各1名）を除いた総点数上位者

ウ 上記で決しない場合は、イ該当者間による抽選

(4) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の5割に満たない場合には、受託候補者として認めないものとする。

(5) 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

ア 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合

イ 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合

ウ その他、本要項に違反すると認められた場合

エ 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

(6) 評価方法

プロポーザル審査の審査項目及び審査内容、点数配分は以下のとおりとする。
なお、審査に当たっては、提案内容における提案者の名前を伏した上で、選定委員会が評価する。

審査項目 1	審査項目 2	審査内容	点数配分
企画提案	(1) コンセプト	事業目的と提案内容との整合性。	10/100 (1 倍)
	(2) 企画提案 1	町の 70 年の歴史を効果的にアピールできているか。	20/100 (2 倍)
	(3) 企画提案 2	鞍手町の観光資源を効果的にアピールできているか。	20/100 (2 倍)
	(4) 企画立案 3	新しさや面白さ、インパクトや話題性のある工夫があるか。	20/100 (2 倍)
(5) 事業者評価		過去の実績、業務体制や制作スケジュール等の評価	20/100 (2 倍)
(6) 見積金額		所要経費が明らかになっており、事業計画に対して適正か。	10/100 (1 倍)

(7) 配点基準

審査に関する評価項目及び評価点数は次のとおりとする。

評価	評価点数
極めて優秀である／高度な能力がある	9 ～ 10
優秀である／十分な能力がある	6 ～ 8
普通である／能力がある	3 ～ 5
満足できない／能力に乏しい	0 ～ 2

(8) 採点方法

審査員 1 人当たりの 1 事業者に対する総合点数は、100 点を満点とし、その計算式は、次のとおりとする。

(A) 「各審査項目 ((1) ～ (6)) の点数」 = 「点数配分 (1 ～ 2 倍)」 × 「評価点数」

(B) 「総合点数」 = (A) で求めた各審査項目 ((1) ～ (6)) の合計

9. 契約

(1) 契約の締結

受託候補者として選定された者と各業務の契約交渉を行った上で、受託候補者が結果通知を受けた日から7日以内（土日祝日を含む。）に契約手続きを行う。ただし、この者が、契約締結までの間に本要項に定める失格となる条件に該当すると認める場合又は何らかの事故等により契約交渉が不可能となった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点受託候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、仕様書に基づくこととするほか、受託候補者と業務内容や諸条件について、協議の上、契約を締結する。

(3) 契約金額

本要項「1. (4) 委託料」に定める上限金額以内とする。

10. その他

(1) 本企画提案に対する一切の経費については、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書等は、審査目的外の使用はしない。

(4) 提出された企画提案書等は、審査目的の範囲で複製することがある。

(5) 本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとする。また、本企画提案への関わりがなくなった時点で、配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に管理すること。

(6) 本企画提案の選定結果については、受託候補者は会社名及び獲得点数を公表するものとし、次点者以降は獲得点のみの公表とする。

11. 担当部局

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2080番地2

鞍手町役場 産業振興課 商工振興係

TEL : 0949-42-2118

Mail : shoukou@town.kurate.lg.jp

(以上)

(様式第 1 号)

年 月 日

参 加 表 明 書

鞍手町長 殿

令和 7 年 4 月 1 7 日付で手続きの開始の公示のあった、鞍手町町制 7 0 周年記念観光動
画作成業務委託プロポーザルについて、同業務の実施要項を遵守し、参加の意思を表明し
ます。

ついては、実施要項に規定する参加者の要件をすべて満たしていることを誓約し、相違
があった場合は、参加資格を取り消されても異議を申し立てません。

住所

称号又は名称

代表者氏名

電話番号

⑨

(様式第 2 号)

年 月 日

暴力団排除に関する誓約書

鞍手町長 様

住所

称号又は名称

代表者氏名

⑨

私は、鞍手町が鞍手町暴力団等追放推進条例（平成 21 年鞍手町条例第 15 号）に基づき、公共工事その他の町の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、鞍手町の公共工事等を受注するに際して、鞍手町暴力団等追放推進条例第 2 条第 4 号及び第 5 号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、鞍手町から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が鞍手町から福岡県警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書 1 に該当する事業者であると鞍手町が福岡県警察本部から通報を受け、又は鞍手町の調査により判明した場合は、鞍手町指名停止等措置要綱（平成 26 年鞍手町告示第 89 号）に基づき、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が一部委託した者等が、本誓約書 1 に該当する事業者であると鞍手町が福岡県警察本部から通報を受け、又は鞍手町の調査により判明し、鞍手町から一部委託の解除又は契約の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

(様式第 3 号)

会社概要書

称号又は名称		代表者名	
住所			
電話番号		F A X 番号	
設立年月日		資本金	
従業員数	人		
担当者氏名			
担当電話番号		担当 F A X 番号	
担当者メールアドレス			
事業内容			

注 1) 会社のパンフレット等、会社概要等が分かる資料を 1 部添付してください。

(様式第 4 号)

業務実績表

鞍手町町制 70 周年記念観光動画作成業務と同種又は類似の業務を元請として受託した実績については次のとおり。

番号	業務名	発注機関	契約金額	業務概要
1			千円	
2			千円	
3			千円	
4			千円	
5			千円	

注 1) 過去 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年度）の実績とする。

注 2) 複数ある場合は、契約金額から上位 5 つまでとする。

注 3) 番号 1 については、記載した業務内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

称号又は名称

(様式第 5 号)

年 月 日

鞍手町長 殿

(提案者)

住所

称号又は名称

代表者氏名

㊞

電話番号

鞍手町町制 7 0 周年記念観光動画作成業務企画提案届出書

このことについて、別紙のとおり提出します。

記

1. 企画提案届出書 (様式第 5 号) 1 部
2. 企画提案書 7 部
3. 業務実施体制 7 部
4. 見積書 7 部
5. 誓約書 (様式第 7 号) 1 部
6. 委託費と同程度の過去に作成した動画データを収めた D V D もしくはインターネットサイトに掲載しているものの U R L 1 部

(様式第 6 号)

業務実施体制

役割	氏名・役職	略歴・主な関連業務等実績	担当する業務内容
管理責任者	(氏名) (役職)	(略歴) (主な専門分野) (主な関連業務実績)	
担当者	(氏名) (役職)	(略歴) (主な専門分野) (主な関連業務実績)	
担当者	(氏名) (役職)	(略歴) (主な専門分野) (主な関連業務実績)	
担当者	(氏名) (役職)	(略歴) (主な専門分野) (主な関連業務実績)	

注 1) 配置を予定しているもの（全員）について記入すること。

注 2) 行数が不足する場合は、適宜追加して構わない。

(様式第 7 号)

誓 約 書

鞍手町町制 70 周年記念観光動画作成業務に関する企画提案書を提出するに際して、下記の資格要件を満たしていることを制約します。

年 月 日

鞍手町長 殿

(提案者)

住所

称号又は名称

代表者氏名

⑩

電話番号

記

1. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない。
2. 国、都道府県及び市町村において、指名停止等を受けている期間中ではない。
3. 令和 7 年 4 月 1 日時点で、インターネットサイトへ企業や自治体などの P R 動画を掲載した実績がある。
4. 令和 7 年 4 月 1 日以前 1 年以上引き続き当該業務と同種の業務を営んでいる。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び鞍手町暴力団等追放推進条例（平成 21 年鞍手町条例第 15 号）に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する者でない。

(様式第 8 号)

業務完了報告書

年 月 日付で契約を締結した鞍手町町制 70 周年記念観光動画作成業務について、業務が完了したことを報告します。

年 月 日

鞍手町長 殿

住所

称号又は名称

代表者氏名

電話番号

印